

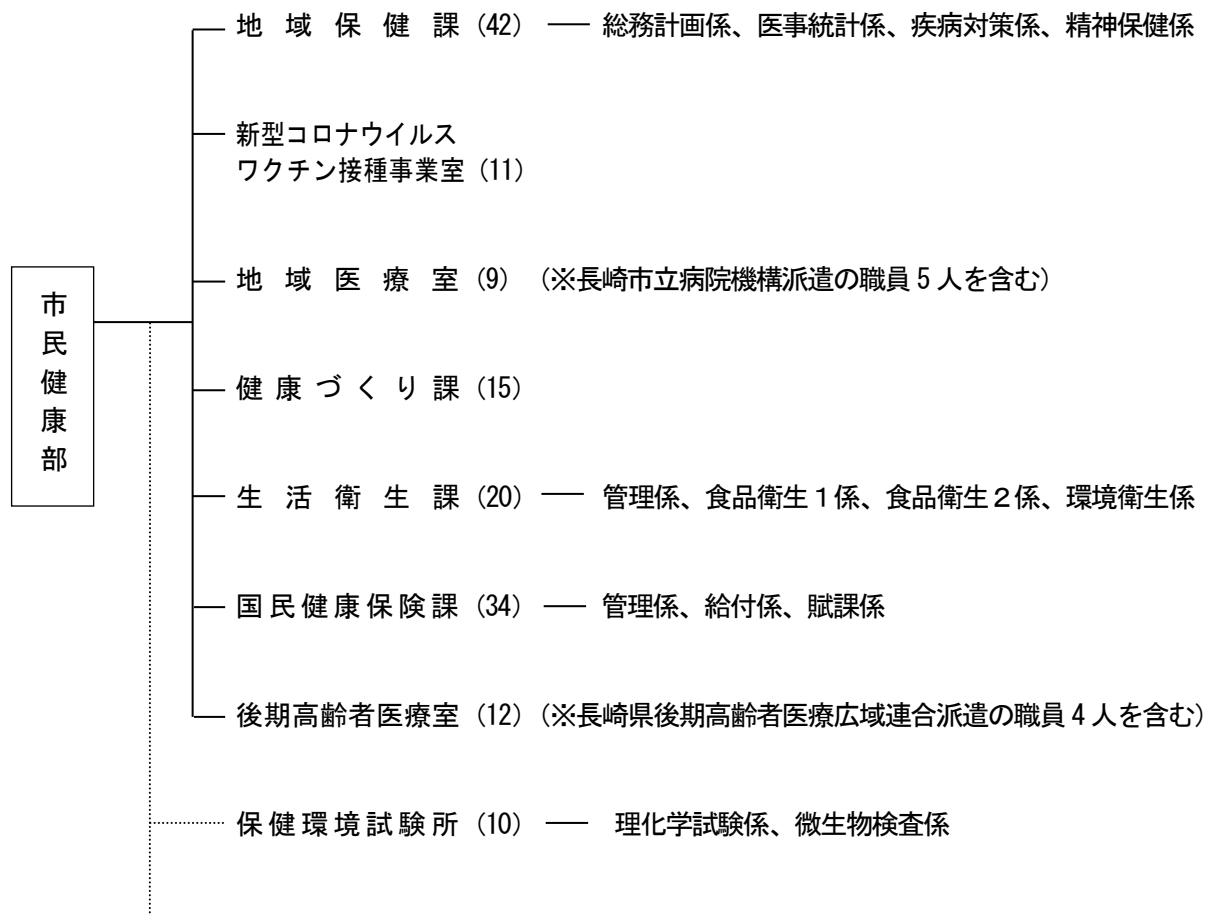
所管事項調査に関する資料

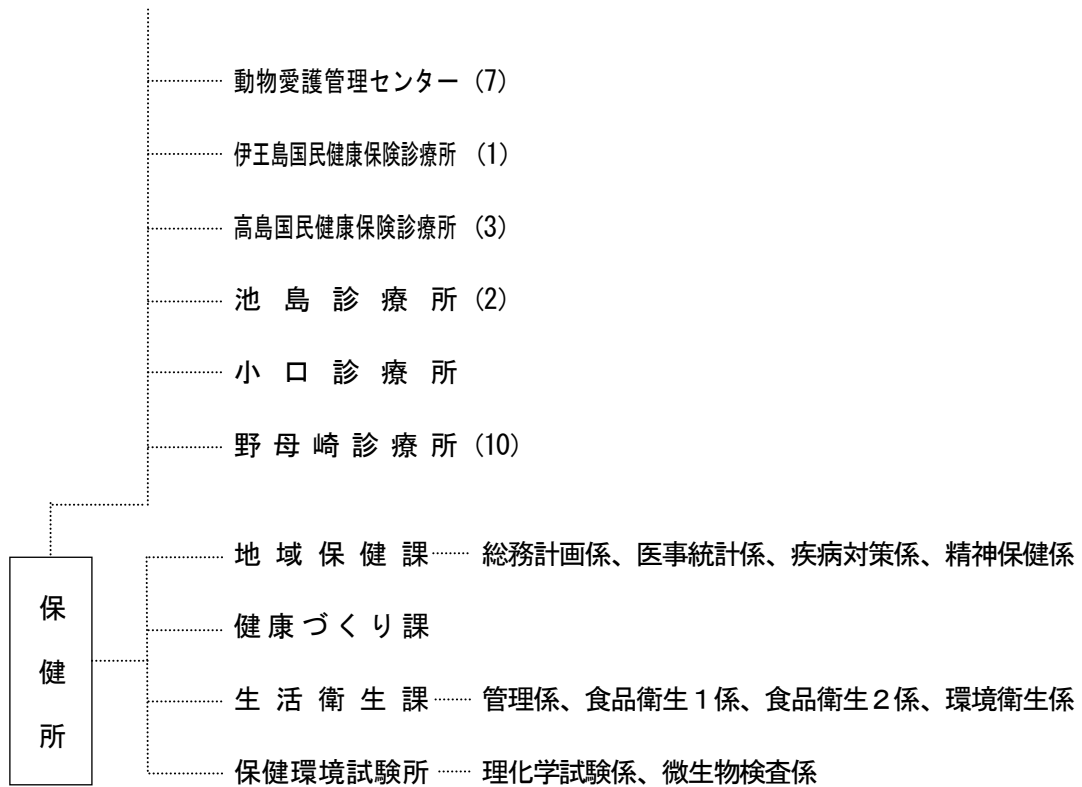
目次	ページ
1 市民健康部機構図	2 ～ 3
2 市民健康部分掌事務	4 ～ 8
3 市民健康部職員名簿（係長以上）	9 ～ 12
4 令和5年度市民健康部事業概要	13 ～ 22
5 地方独立行政法人 長崎市立病院機構について	23 ～ 25
6 新型コロナウイルスワクチン接種の現況について	26 ～ 27
7 令和4年度指定管理者制度の状況について	別冊
8 基本構想・基本計画等作成調	別冊

市 民 健 康 部
令 和 5 年 6 月

1 市民健康部 機構図

令和5年4月1日現在
職員数 176人
() 数字は職員数





2 市民健康部分掌事務

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管(新型コロナウイルスワクチン接種事業室、国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。)に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、保健環境試験所、動物愛護管理センター、伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所及び小口診療所に係る予算の経理に関すること。 (4) 厚生統計調査(社会福祉に係るものを除く。)に関すること。 (5) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)の規定による死体保存に関すること。 (6) 地域保健施策に関すること。 (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症に関すること(新型コロナウイルスワクチン接種事業室及び保健所の所管に係るものを除く。) (8) 精神保健に関すること(保健所の所管に係るものを除く。) (9) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関すること。 (10) 伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所との連絡調整に関すること。 (11) 救急医療対策に関すること(地域医療室の所管に係るものを除く。) (12) 夜間急患センターに関すること。 (13) 看護師養成事業に関すること。 (14) 医療安全相談に関すること。 (15) 部内事務の連絡調整に関すること。
新型コロナウイルスワクチン接種事業室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関すること。
地 域 医 療 室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域医療の推進に関すること。 (2) 救急医療対策に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。) (3) 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会、長崎医療圏病院群輪番制審議会及び地域医療審議会に関すること。 (4) 地方独立行政法人長崎市立病院機構に関すること。

課 名	分 掌 事 務
健 康 づ く り 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域保健対策の計画策定及び推進に関すること。 (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の企画及び推進に関すること。 (3) 食育推進会議、献血推進協議会、歯科口腔保健推進審議会、健康長崎市民21市民推進会議及びストップC KDネットワーク会議に関すること。 (4) 栄養の改善の企画に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (5) 難病に関すること（障害福祉課及び保健所の所管に係るものを除く。）。 (6) 歯科保健に関すること（子育てサポート課及び保健所の所管に係るものを除く。）。 (7) 口腔保健支援センターに関すること。
生 活 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく許可等に関すること。 (3) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく登録等に関すること。 (4) 食品衛生関係団体の指導育成に関すること。 (5) 生活衛生に関すること。 (6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。 (7) 改葬の許可に関すること。 (8) 生活衛生関係の営業団体等との連絡調整及び育成に関すること。 (9) と畜場の設置の許可等に関すること。 (10) と畜検査に関すること。 (11) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。 (12) 食鳥検査に関すること。
国 民 健 康 保 険 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険事業の企画に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者の資格の認定及び保険給付に関すること。 (3) 国民健康保険税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (4) 国民健康保険運営協議会に関すること。

課 名	分 掌 事 務
後期高齢者医療室	(1) 後期高齢者医療被保険者の便益の増進に寄与する書類の受付等に関する事。
保健環境試験所	(1) 理化学試験に関する事（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 微生物検査に関する事（保健所の所管に係るものを除く。）。 (3) 環境の汚染に関する監視、測定（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関する事。 (4) 環境の保全のための規制、指導（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関する事。
動物愛護管理センター	(1) 動物の愛護及び管理に関する事。 (2) 犬の登録及び取締りに関する事。 (3) 狂犬病の予防に関する事。
伊王島国民健康保険診療所 高島国民健康保険診療所 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所	(1) 外来診療及び看護に関する事。 (2) 介護保険法の規定に基づく保険給付の提供に関する事（野母崎診療所に限る。）。 (3) 製剤及び調剤に関する事。 (4) 麻薬の管理に関する事。 (5) 医薬品の管理に関する事。 (6) 使用料及び手数料の請求並びに収納に関する事。 (7) 現金、有価証券及び物品の出納並びに保管に関する事。 (8) 医事統計、医事報告その他医療に関する諸報告に関する事。 (9) 施設の維持管理に関する事。

保健所

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所の所管に係る予算の経理に関すること。 (2) 地域保健対策の企画調整に関すること。 (3) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること。 (4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 歯科保健に関すること（健康づくり課、子育てサポート課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (6) 結核、細菌性赤痢等の感染症その他の疾病の予防に関すること。 (7) 精神保健に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (8) 保健師の業務に関すること（保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (9) 診療所等の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (10) 衛生検査所、施術所及び歯科技工所の開設等に関すること。 (11) 病院の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (12) 診療所の病床設置及び変更許可に関すること。 (13) 病院、診療所その他の医療施設等の立入検査に関すること。 (14) 医師、歯科医師その他の医療従事者の免許に係る申請書の進達及び免許証の交付に関すること。 (15) 受胎調節実施指導員の指定に係る申請書の進達及び指定証の交付に関すること。 (16) 死体解剖保存法の規定による死体解剖に関すること。 (17) 医師、歯科医師、薬剤師、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従業者届の進達に関すること。 (18) 保健所運営協議会及び感染症診査協議会に関すること。 (19) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (20) 所内事務の連絡調整に関すること。

課 名	分 掌 事 務
健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (2) 栄養の改善及び指導に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (3) 歯科保健に関すること（市民健康部健康づくり課、子育てサポート課及び保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (4) 難病に関すること（障害福祉課及び市民健康部健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 医療社会事業に関すること。 (6) 保健師の業務に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (7) 医師等の臨床研修に関すること。 (8) 医療品及び衛生資材の管理に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (2) 飲食店営業等を行う者に係る許可に関すること。 (3) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業等の衛生に関すること。 (4) 住宅、水道、井戸、遊泳場等の衛生に関すること。 (5) 特定建築物の衛生に関すること。 (6) 温泉の利用許可及び衛生に関すること。 (7) 家庭用品の衛生に関すること。 (8) 墓地、納骨堂及び火葬場の維持管理及び衛生に関すること。
保健環境試験所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。

3 市民健康部職員名簿（係長以上）

R5. 4. 1現在

部長	水 蘆	崇	内線 3 2 0 0
理事兼保健所長	本 村	克 明	内線 3 2 0 1
理事（地域医療担当）	羽佐古	潤二郎	内線 3 2 0 2
次長兼保健所副所長	木 下	史 子	内線 3 9 7 0

地域保健課			8 2 9 - 1 1 5 3（直通）
課 長	山 口	英 俊	内線 3 9 6 0
主 幹	川 崎	マサ子	内線 3 9 7 1
課長補佐	白 石	光	内線 3 9 5 1
総務計画係長	牧	祐 志	内線 3 9 5 2
医事統計係長	山 田	布美乃	内線 3 9 9 1
疾病対策係長	富 本	浩 次	内線 3 9 6 1
係 長	柴 田	純 子	内線 3 9 7 4
係 長	鈴 木	優 美	内線 3 9 7 2
係 長	末 長	始	内線 3 9 4 6
精神保健係長	森	知佳子	内線 3 9 8 1

新型コロナウイルスワクチン接種事業室			8 2 9 - 1 4 1 7（直通）
次長兼室長	田 中	美由紀	内線 4 3 8 0
係 長	井 上	環	内線 4 3 8 5
係 長	川 口	智 之	内線 4 3 8 5

地域医療室

室長

花川 哲

829-1179 (直通)

内線 4010

係長

坂口 かおり

内線 4012

長崎市立病院機構派遣 822-3251

部付

(理事長補佐兼内部統制室長)

野崎 清隆

部付(総務課長)

志岐 光崇

部付(人事課長)

大塚 貴伸

部付(総務管理係長)

伊藤 淳

部付(人事給与係長)

久保 大輔

健康づくり課

次長兼課長

古賀 陽子

829-1154 (直通)

内線 3850

次長

古堅 麗子

内線 3840

係長

内山 みゆき

内線 3851

生活衛生課

課長

東郷 和隆

829-1155 (直通)

内線 4030

管理係長

平尾 和也

内線 4031

食品衛生1係長

山口 文雄

内線 4031

食品衛生2係長

松田 光生

内線 4021

環境衛生係長

山野 浩二

内線 4041

国民健康保険課		8 2 9 - 1 2 2 5 (直通)
課長	中 島 博 和	内線 2 8 6 0
課長補佐	中 山 誠 治	内線 2 8 7 1
管理係長	八 尋 美 月	内線 2 8 6 1
給付係長	宮 本 繁 則	内線 2 8 5 1
賦課係長	中 嶋 孝 雄	内線 2 8 8 2

後期高齢者医療室		8 2 9 - 1 1 3 9 (直通)
室長	光 武 恒 人	内線 2 8 9 0
係長	森 博 之	内線 2 8 9 1
長崎県後期高齢者医療広域連合派遣	8 1 6 - 3 9 3 0 (直通)	
部付(事務局長)	本 多 浩 志	
室付(事業課係長)	渡 辺 正 子	

保健環境試験所		8 4 6 - 3 1 6 3 (直通)
所長	小 川 尚 孝	
理化学試験係長	船 本 洋 二	
微生物検査係長	江 原 裕 子	

動物愛護管理センター		8 4 4 - 2 9 6 1 (直通)
所長	島 崎 裕 子	
係長	山 口 大 樹	

伊王島国民健康保険診療所

898-2300 (直通)

次長兼所長

村井 信二

※係長

上野 幸平

高島国民健康保険診療所

896-2048 (直通)

※所長

中村 太

※係長

村山 康博

池島診療所

0959-37-2090 (直通)

※所長

相川 靖昭

※係長

山下 時彦

小口診療所

886-3032 (直通)

※所長

曾根 ひろみ

※係長

宮崎 卓

野母崎診療所

893-1100 (直通)

次長兼所長

松本 佳博

次長兼副所長

辻 研一郎

事務長

松永 泰和

係長

刈茅 謙

※は、地域センター職員の兼務

4 令和5年度 市民健康部 事業概要

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
地 域 保 健 課 (そ の 1)	一 般 会 計	保健衛生統計調査費	国の委託を受け地域住民の健康・医療・福祉の状況の把握及び医療施設の状況や住民の受療状況などの調査に要する経費	2,994
		長崎市地域保健医療対策協議会費	長崎県医療計画の中で、長崎市における医療のあり方等について提言を行い、長崎市として事業の推進を図る経費（県の委託を受けて設置する地域保健医療対策協議会の開催等に要する経費）	423
		救急艇運営費	救急艇「たかしま」の運航管理に要する経費	14,532
		長崎市医師会看護専門学校運営費補助金	看護師及び准看護師を育成する長崎市医師会看護専門学校の運営費に対する補助金	5,052
		看護の日行事開催費補助金	看護についての理解を深めることを目的として制定された「看護の日」の記念行事に対する補助金	300
		精神保健対策費	精神保健に関する相談・訪問指導、措置入院者の退院後支援、普及啓発等を実施する経費	4,354
		自殺防止啓発費	自殺予防に関する講習会やリーフレットの作成配布などの普及啓発に要する経費	755
		在宅当番医制運営委託費	休日の初期救急医療を行う在宅当番医制の実施に要する経費	7,362
		病院群輪番制病院運営費補助金	休日・夜間の2次救急医療を行う輪番制病院の運営費に対する補助金	84,443

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
地域保健課 (その2)	一 般 会 計	救急医療協力病院運営費補助金	輪番制病院を補完する救急医療協力病院の運営費に対する補助金	6,120
		歯科在宅当番医制運営費補助金	休日の歯科救急医療を行う歯科在宅当番医制の運営費に対する補助金	1,059
		長崎市薬剤師会調剤薬局運営費補助金	夜間急患センターにあわせて開局する調剤薬局の運営費に対する補助金	36,710
		AED整備推進費	AED設置による地域における病院搬送前の救急救護体制の推進に要する経費	3,258
		保健所総務費	保健所の運営管理に要する経費	11,086
		感染症対策特別促進費	感染症の発生及びまん延防止のため、感染拡大の注意喚起、正しい知識の普及啓発、医療機関における無料肝炎検査等の実施に要する経費	7,342
		エイズ対策費	エイズに関する予防知識や行動に関する普及啓発活動を行い、また、まん延防止を図るため、HIV即日検査やエイズ相談の実施に要する経費	938
		新型コロナウイルス感染症対策費	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のほか、陽性者が安心して療養できるよう、検査等の実施体制や相談体制を整えるとともに、陽性者に対して適切な医療を提供する経費	1,742,876

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
地域保健課 (その3)	一 般 会 計	高齢者等インフルエンザ予防接種費	高齢者等を対象として、インフルエンザ罹患や重症化を予防し、まん延を防止するため、医療機関に委託し予防接種を実施するために要する経費	243,033
		高齢者等肺炎球菌予防接種費	高齢者等を対象として、肺炎球菌性肺炎の発症又は重症化を予防するため、医療機関に委託し予防接種を実施するために要する経費	49,649
		風しん予防接種費	風しんの感染拡大防止を図るため、これまで風しんの定期予防接種の機会がなく、特に抗体保有率が低い年代の男性に対し、抗体検査及び予防接種を実施する経費	14,567
		結核医療療養費	結核に罹患した一般患者及び就業制限・入院勧告患者の医療療養費の公費負担に要する経費	10,326
		結核管理指導費	結核のまん延及び再発防止のための健康診断や精密健診の実施に要する経費	3,628
		結核対策特別促進費	結核の予防及び患者の早期発見のための正しい知識の普及や結核患者の治療完遂のための関係機関との連携に要する経費	867
		結核予防費補助金	結核の予防推進のため、私立学校や施設の長が実施する定期健康診断に対する補助金	4,089
		夜間急患センター運営費	夜間等の初期救急医療を行う夜間急患センターの運営に要する経費	223,100
新型コロナウイルスワクチン接種事業室	一 般 会 計	新型コロナウイルス予防接種費	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に要する経費	1,840,137

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
地 域 医 療 室	一 般 会 計	地域医療対策費	長崎市地域医療審議会等の運営経費など、医療機関の役割分担や連携を推進し、持続可能な地域医療体制を構築するための検討を行う経費	980
		自治体病院等開設者協議会負担金	長崎県自治体病院等開設者協議会の運営に要する負担金	187
		地域救急医療体制支援補助金	医療資源が限られている地域において、救急医療体制の維持及び充実を図るため、地域の救急拠点となる病院の運営費に対して助成する補助金	38,302
		地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 (評価委員会費)	地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会の運営に要する経費	364
		地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 (運営費負担金)	地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターに対する負担金	962,150
	長崎市立病院機構 病院事業債管理 特別会計	公債費	長崎みなとメディカルセンターの施設設備整備に要した公債費の償還金 (1) 元金 766,973千円 (2) 利子 66,715千円	833,688
		長崎市立病院機構貸付金	長崎みなとメディカルセンターが実施する施設設備整備のための貸付金	373,000

(単位：千円)

課名	事業名	事業概要	予算額	
健康づくり課 (その1)	一般会計	献血推進対策費	献血思想の普及啓発や献血者募集等の推進及び献血推進協議会の開催に要する経費	130
		骨髄バンクドナー普及啓発費	骨髄等を提供するドナーが、提供しやすい環境づくりのための支援事業及び骨髄バンクドナー登録の推進に要する経費	719
		国民健康栄養調査費	国の委託を受けて、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするために実施する「国民健康・栄養調査」に要する経費	1,612
		食育推進費	長崎市食育推進計画に基づく食育の周知啓発及び食育推進会議の開催に要する経費	364
		難病患者地域支援事業費	難病患者への医療相談、在宅支援等に要する経費	388
		地域健康づくり推進費	地域における健康づくりの担い手である食生活改善推進員の活動支援及び取り組みやすいラジオ体操の普及を通じた自主的な健康づくりの支援に要する経費	173
		栄養改善対策費	特定給食施設等に対する栄養・衛生改善の指導や研修会の開催及び食品製造販売業者等に対する栄養成分表示の指導等に要する経費	162
		健康長崎市民21普及費	「健康長崎市民21」計画の普及啓発、推進、及び健康長崎市民21市民推進会議の開催に要する経費	2,371
		歯科口腔保健計画推進費	歯科口腔保健推進計画の進捗状況の確認、今後の歯科口腔保健事業の推進についての検討、及び歯科口腔保健推進審議会の開催に要する経費	705

(単位：千円)

課名	事業名	事業概要	予算額	
健康づくり課 (その2)	一般会計	フッ化物洗口推進費	子どものむし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施を推進するため、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校に対し薬剤等を支給又は購入を助成するための経費	6,585
		障害者・高齢者歯科保健費	寝たきり、障害のため歯科医療機関を受診できない方に対する訪問口腔保健指導及び在宅での歯科治療体制を支援するための訪問歯科診療機器補助並びに地域で口腔ケアを普及する人材の技術向上を図る研修会の開催に要する経費	2,922
		生活習慣病予防対策費	慢性腎臓病予防対策及びストップCKDネットワーク会議の開催に要する経費	6,849
		禁煙対策費	市民が身近なところで禁煙相談を受けやすくするための環境づくりや、禁煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発に要する経費	1,066
		がん検診等事業費	がんや生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした各種がん検診等の実施に要する経費	410,010
生活衛生課 (その1)	一般会計	環境衛生監視活動費	生活衛生関連施設の許認可のための検査等や衛生管理及び法令等の遵守状況等の調査、改善指導に要する経費	732
		公衆浴場補助金	物価統制令により入浴料金が定められている一般公衆浴場の経営安定化と衛生水準の維持のための衛生管理費と設備整備費を助成する経費	4,300
		生活衛生推進事業費補助金	生活衛生関係営業の保健衛生、経営診断、融資制度等の経営指導、講習会の開催、消費者の苦情等に関する相談業務を実施している事業者の団体に運営費を助成する経費	200
		食品衛生監視活動費	食品衛生法に基づく、営業許可や施設の監視指導・食品の検査により食中毒等の危害を予防する経費	8,667

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
生活衛生課 (その2)	一般会計	食品衛生指導員活動費補助金	食品営業者の自主的な衛生向上の取組みである「食品衛生指導員」による研修・巡回指導に係る費用を助成する経費	1,500
		観光施設等食中毒予防対策費	観光都市長崎として、観光客が利用する宿泊施設や飲食店などで食中毒が発生しないよう、衛生面の監視・指導を重点的に実施する経費	265
		薬事・毒劇物監視活動費	医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に基づく許認可・登録事務及び監視指導を行う経費	387
		【単独】環境衛生施設整備事業費補助金 共同給水施設	公営水道未給水地区居住者の衛生かつ安全な水を確保するため、共同給水施設及び個別給水施設の整備費の一部を助成する経費	0
国民健康保険 (その1)	一般会計	国民健康保険制度の運営に対する国民健康保険事業特別会計（事業勘定）に対する繰出金 (1) 保険基盤安定負担金 2,790,727千円 (2) 未就学児均等割保険税 18,536千円 (3) 財政安定化支援事業分 711,335千円 (4) 出産育児一時金分 71,333千円 (5) 事務費相当分 184,196千円 (6) 条例減免分 54,437千円 (7) 特定健康診査無料化等分 48,049千円 (8) 福祉医療費現物給付波及増分 360,526千円	4,239,139	
	国民健康保険事業特別会計	被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険者負担分に要する経費 (1) 療養給付費 34,124,689千円 (2) 療養費 307,828千円 (3) 高額療養費等 5,486,698千円 (4) 審査支払手数料等 109,817千円 (5) 移送費 110千円 (6) 出産育児一時金 107,045千円 (7) 葬祭費 14,560千円	40,150,747	

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
国 民 健 康 保 険 (その 2)	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	国民健康保険事業費納付金 県の国保特会で負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用などに充てるため、県に納付する納付金 (1) 医療給付費納付金 9,028,060千円 (2) 後期高齢者支援金等納付金 2,688,329千円 (3) 介護納付金 833,907千円	12,550,296
		特定健康診査等事業費 生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施する、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導に要する経費	276,006
		保健事業費 被保険者の健康の保持増進に要する経費 (主な内容) 人間ドック・脳ドック助成、歯科健診助成、禁煙サポート、はり・きゅう助成	86,900
後 期 高 齢 者 医 療 室	一 般 会 計	医療健康診査費 長崎県後期高齢者医療広域連合から健康診査を受託し、長崎市医師会、長崎県健康事業団などに再委託して実施する経費	83,339
		医療療養給付費負担金 長崎県後期高齢者医療広域連合に対し、療養給付費総額から現役並所得者に係る給付費を除いた額の1/12を負担する経費	6,676,274
		後期高齢者保健事業及び介護予防一体的実施事業 高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を実施し、高齢者の健康増進を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保健事業と介護予防を一体的に実施する。	502
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金 長崎市で徴収した後期高齢者医療保険料及び延滞金、低所得者等に対して軽減された保険料、長崎県後期高齢者医療広域連合で要する事務費を広域連合に納付する経費 (1) 後期高齢者医療保険料等 4,787,543千円 (2) 保険基盤安定負担金 1,463,202千円 (県より3/4を一般会計にて受入、1/4を市負担) (3) 事務費負担金 160,246千円	6,410,991

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
保 健 環 境 試 験 所	一 般 会 計	感染症検査費	感染症発生時の検査及び原因追究などに要する経費	4,517
		保健環境試験所運営費	保健環境試験所の施設・機器の維持管理費に要する経費	27,584
		【単独】保健環境試験所施設整備事業費 設備改修	保健環境試験所の受電設備取替工事に要する経費	16,100
		【単独】保健環境試験所施設整備事業費 検査機器整備	迅速かつ正確な検査結果を提供するための検査機器の整備に要する経費	20,000
動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー	一 般 会 計	動物管理対策費	動物愛護管理センターの維持管理に要する経費	47,001
		動物愛護週間行事費	動物愛護週間行事である動物愛護フェスタに要する経費	108
		まちなこ不妊化推進費	市内の飼い主不明猫に係る不妊化手術の助成に要する経費	8,174
		【単独】環境衛生施設整備事業費 動物愛護管理センター移転	旧クリーンセンターへの移転に伴う施設整備に要する経費	237,700

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
伊王島国民健康 保険診療所 高島国民健康 保険診療所	一 般 会 計 国民健康保険事業特別会 計繰出金（直営診療施設 勘定）	国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定（伊王島国民健康保険診療所 及び高島国民健康保険診療所）に対する繰出金	65,635
池 島 診 療 所 小 口 診 療 所 野 母 崎 診 療 所	一 般 会 計 診療所事業特別会計繰出 金	診療所事業特別会計（池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所）に対す る繰出金	247,075
野 母 崎 診 療 所	一 般 会 計 建物等維持補修費	野母崎診療所施設の社会福祉法人への貸付部分に係る維持管理に要する経 費	6,768
	一 般 会 計 【単独】庁舎等施設整備 事業費 施設改修ほか	野母崎診療所施設の維持管理のための改修工事に係る経費	24,500

5 地方独立行政法人 長崎市立病院機構について

(1) 地方独立行政法人長崎市立病院機構の概要

- ・ 設立年月日 平成 24 年 4 月 1 日
- ・ 役員の状況 10 名（理事長：片峰 茂、副理事長（2 名）、理事（5 名）、監事（2 名））
- ・ 職員数 1,091 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）

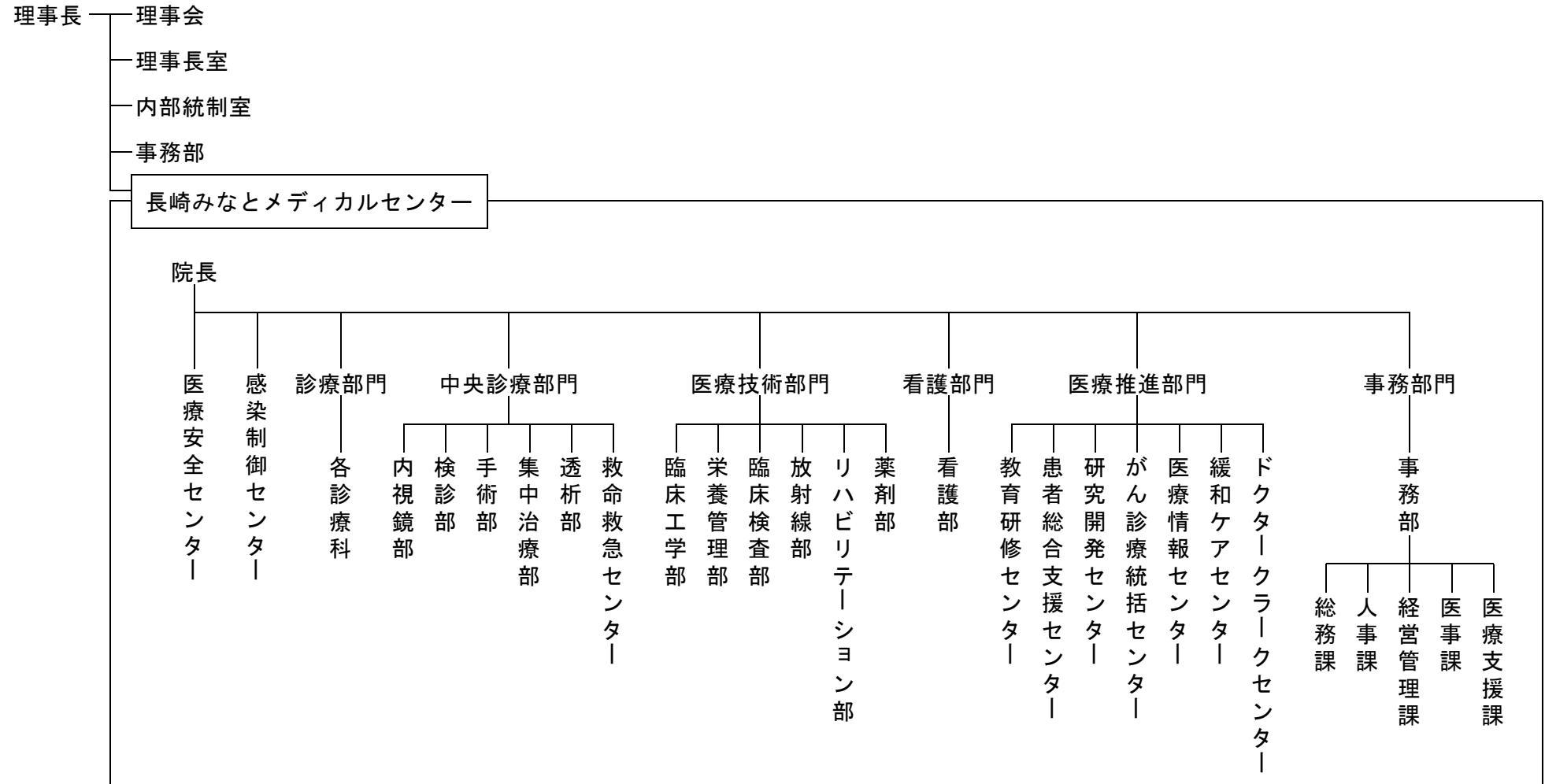
区分	正規職員 (再任用職員含む)	その他	計
医師	109 名	28 名	137 名
看護師等	528 名	29 名	557 名
医療技術職	159 名	6 名	165 名
事務等	66 名	166 名	232 名
計	862 名	229 名	1,091 名

(2) 長崎みなとメディカルセンターの概要（令和 5 年 4 月 1 日現在）

所在地	長崎市新地町 6 番 39 号
開設年月日	昭和 23 年 12 月 1 日
院長	門田 淳一
許可病床数	513 床（全面開院 平成 28 年 7 月 1 日）
一般病床	494 床
結核病床	13 床
感染症病床	6 床

主 な 指 定 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎医療圏病院群輪番制病院（二次救急医療体制） ・ 地域周産期母子医療センター ・ 地域医療支援病院 ・ 地域がん診療連携拠点病院 ・ 地域脳卒中センター ・ 災害拠点病院（地域災害医療センター） ・ 臨床研修病院 ・ 第二種感染症指定医療機関 ・ 救命救急センター
目 指 す べ き 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急医療（救命救急センター） ○ 高度・急性期医療（脳血管疾患医療、心疾患医療、がん医療） ○ 小児・周産期医療 ○ 政策医療（災害医療、結核医療、感染症医療）
診 療 科 目	<p>36 科目</p> <p>内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、歯科</p>
敷 地 面 積	11,017.72 m ²
建 物 規 模	<p>I 期棟 鉄筋コンクリート造（免震構造）地上 8 階 地下 2 階</p> <p>II 期棟 鉄筋コンクリート造（免震構造）地上 4 階 地下 1 階</p> <p>駐車場棟（335 台） 鉄骨造 地上 5 階</p> <hr/> <p>総建築面積 8,215.71 m²</p> <p>総延床面積 48,720.67 m²</p>

(3) 組織図 (令和5年4月1日現在)



6 新型コロナウイルスワクチン接種の現況について

(1) 概要

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に基づく特例臨時接種として令和3年2月17日から開始され、長崎県や長崎市医師会と連携し、医療機関の協力を得て、個別・集団接種、高齢者施設での接種等、様々な接種機会を設けて継続的に実施してきた。

令和5年度は特例臨時接種の期間が令和6年3月31日まで延長され、5月8日から「春夏接種」として、初回接種が完了した65歳以上の高齢者等重症化リスクの高い方（※）を対象に、オミクロン対応2価ワクチンの接種を行っている。

また、9月からは「秋冬接種」として、「春夏接種」の対象とならない方も含め、初回接種が完了した5歳以上の全ての方を対象として接種する。

なお、5歳以上の1・2回目接種及び6か月から4歳の1～3回目接種も継続して実施している。

年齢	区分		令和5年度		
			5/8～8/31	9～12月	1～3月
12歳以上	3回目以降	65歳以上	「春夏接種」	「秋冬接種」	現時点 では未定
		基礎疾患がある方			
医療従事者等					
上記以外		接種不可			
	1・2回目		継続して実施		
5～11歳	3回目以降	基礎疾患がある方	「春夏接種」	「秋冬接種」	現時点 では未定
		上記以外	継続して実施		
	1・2回目		継続して実施		
6か月～4歳	1～3回目		継続して実施		

※65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者は、予防接種法第8条(接種勧奨)及び第9条(努力義務)が適用されている。

(2) 接種券の送付など

接種対象者のうち、把握の困難な基礎疾患を有する方が速やかに接種できるよう、前回接種から3か月を経過した5歳以上の全ての方（約19万人）へ送付し、高齢者施設については施設ごとに取りまとめて送付した。また、未使用の接種券をお持ちの対象者には「ワクチン接種についてのお知らせ」を送付し、お手持ちの接種券を使用して接種いただくよう接種勧奨することとしており、広報ながさき及びホームページでも周知を図っている。

(3) 接種体制

区分	接種開始日	会場（医療機関）数
個別接種	令和5年5月8日（月）開始	284医療機関
集団接種	令和5年5月13日（土）開始	6会場※

※集団接種6会場

- ・市民会館・東公民館・琴海南部文化センター
- ・南部市民センター・野母地区公民館
- ・市役所2F 市民交流センター

(4) 年齢区別の接種状況（令和5年6月5日現在）

年齢区分	人口 (人)	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目		(再掲)令和5年5月8日以降の接種回数 (3回目以上)	
		接種回数 (回)	接種率 (%)	接種回数 (回)	接種率 (%)	接種回数 (回)	接種率 (%)	接種回数 (回)	接種率 (%)	接種回数 (回)	接種率 (%)	接種回数 (回)	接種率 (%)	接種回数 (回)	接種率 (%)
65歳以上	135,619	129,068	95.2	128,743	94.9	123,712	91.2	113,017	83.3	89,112	65.7	14,051	10.4	14,836	10.9
60～64歳	28,076	25,924	92.3	25,872	92.1	24,298	86.5	20,296	72.3	12,361	44.0	465	1.7	517	1.8
50～59歳	53,982	48,600	90.0	48,475	89.8	43,295	80.2	28,721	53.2	8,567	15.9	238	0.4	311	0.6
40～49歳	51,330	44,541	86.8	44,352	86.4	36,117	70.4	19,338	37.7	5,061	9.9	109	0.2	153	0.3
30～39歳	39,527	33,392	84.5	33,154	83.9	24,582	62.2	10,368	26.2	2,645	6.7	50	0.1	78	0.2
20～29歳	33,688	28,640	85.0	28,330	84.1	19,562	58.1	6,723	20.0	1,577	4.7	20	0.1	40	0.1
12～19歳	27,648	22,396	81.0	22,233	80.4	14,855	53.7	5,612	20.3	79	0.3	2	0.0	5	0.0
5～11歳	22,599	4,914	21.7	4,734	20.9	2,014	8.9	304	1.3					37	0.2
6か月～4歳	12,396	283	2.3	255	2.1	178	1.4								
全体	406,116	337,758	83.2	336,148	82.8	288,613	71.1	204,379	50.3	119,402	29.4	14,935	3.7	15,977	3.9
国 接種率(6/4)			81.0		80.1		68.7				-				6.8